

第89号議案

令和3年度吉川市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度吉川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度吉川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水改良事業	437,779 千円	△ 23,361 千円	414,418 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	1,570,829 千円	3,658 千円	1,574,487 千円
第1項 営業費用	1,485,887 千円	3,658 千円	1,489,545 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額709,259千円は、当年度分消費税資本的収支調整額31,253千円、過年度分損益勘定留保資金628,400千円及び減債積立金49,606千円」とあるのを、「不足する額681,106千円は、当年度分消費税資本的収支調整額29,563千円、過年度分損益勘定留保資金549,963千円及び減債積立金101,580千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	791,864 千円	△ 28,153 千円	763,711 千円
第1項 建設改良費	520,266 千円	△ 28,153 千円	492,113 千円

（債務負担行為）

第5条 予算第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
次亜塩素酸ナトリウム購入事業	令和3年度から 令和4年度まで	6,178 千円
漏水等待機委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	11,920 千円
給・配水管漏水修繕等事業	令和3年度から 令和4年度まで	20,000 千円

施設清掃委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	841 千円
廃棄物処理委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	264 千円
開栓委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	220 千円
口座振替データ収納事務に係る委託 事業	令和3年度から 令和4年度まで	1,083 千円
水道賠償責任保険	令和3年度から 令和4年度まで	328 千円
水道機械設備損害保険	令和3年度から 令和4年度まで	890 千円
検定満期量水器購入事業	令和3年度から 令和4年度まで	9,868 千円
口座振替手数料	令和3年度から 令和8年度まで	7,841 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	94,578 千円	△ 913 千円	93,665 千円

令和3年11月30日提出

吉川市長 中原恵人